

# ロシアの新たな「国家安全保障戦略」を読み解く

佐々木 孝 博

はじめに

- 1 新たな「国家安全保障戦略」制定に向けての歴史的な動き
  - (1) 2000 年制定の「国家安全保障構想」と「軍事ドクトリン」
  - (2) 「国家安全保障構想」から「国家安全保障戦略」へ
  - (3) ウクライナ危機をきっかけとする「国家安全保障戦略」の改訂
- 2 新たな「国家安全保障戦略」の内容の詳細
  - (1) 構成からみた新旧「国家安全保障戦略」の比較
  - (2) 新「国家安全保障戦略」における国際情勢認識及び脅威認識
  - (3) 具体的な国家安全保障の施策
- 3 新たな「国家安全保障戦略」の評価
  - (1) 情報安全保障（サイバー空間の安全保障）の重視
  - (2) 中国・インドとの関係の強化
  - (3) NATO への強い警戒心と対欧接近のメッセージ（米欧のデカップリング）
  - (4) 核兵器を巡る国際情勢への懸念
  - (5) 新技術が変える将来の安全保障

おわりに

はじめに

本年（2021 年）7 月 2 日、ロシアは安全保障施策の根幹を定める文書「国家安全保障戦略」を改定した。ウクライナ危機の情勢を受けて改定された前回の改定が 2015 年であったことから、概ね 5 年半ぶりの改定であった。プーチン大統領が 2000 年に登場して以来、この中・長期的な施策を定める国家安全保障戦略は、安全保障環境の変化に適用するために、概ね 5 年から 10 年のスパンで改定されている。プーチン大統領が最初にこの戦略を定めたのは、就任の 2000 年であった。当時は「国家安全保障構想（コンセプト）」と呼称されていた。その後、米国における同時多発テロ（いわゆる 9.11 テロ）や米国のミサイル防衛システムのグローバルな拡大等の安全保障環境の変化を受

けて、2009年に期間を限定する形で「2020年までの国家安全保障戦略」として改定した。「戦略」の用語が用いられたのは、これが初めてであった。2000年からこの改定に要する期間は約9年であった。その後、2014年のウクライナ危機（クリミア併合）の情勢を受け、期間を特に定めない形で「国家安全保障戦略」として2015年12月に新たに制定し直した。この改定に要する期間は約5年であった。そして、5年半後の2021年7月に再度この戦略を改定することとなった。

今回（2021年）の改定は、ウクライナ危機後の情勢が継続する中、欧米など民主主義諸国の陣営とロシアや中国などいわゆる権威主義国の陣営との間で「新冷戦」とされる対立が深まる中で行われた改定であったが、9.11テロや、ウクライナ危機といった安全保障上の大きな事象を受けての改定ではなく、また、大きな前触れもなく改定されたという状況であった。

本稿においては、ロシアの安全保障上の狙いや真意を明らかにするために、この新たに制定された「国家安全保障戦略」を読み解いていくこととする。

そこで、まず、今回の「国家安全保障戦略」の改定に至る歴史的経緯を先行研究<sup>(1)</sup>に基づき振り返ってみたい。そして、新たに制定された「国家安全保障戦略」におけるロシアの安全保障上の狙いというものを明らかにしていく。その際、本戦略の原文を読み込み、ロシアが意図する意味を誤認することがないように、また、その記述の行間の意味というものを重視し読み解いていくこととする。

最後に、この戦略の改定がもつ意味を、重点事項として5つ取り上げ、本戦略全般を評価していくこととする

## 1 新たな「国家安全保障戦略」制定に向けての歴史的な動き

---

(1) 佐々木孝博「ロシアの目指す国際的な安全保障秩序に関する一考察」『日本大学大学院総合社会情報研究科2009年度修士論文（同研究科内のみ公開）』を参考とした。

(1) 2000年制定の「国家安全保障構想」と「軍事ドクトリン」

2000年にウラジーミル・プーチン（Владимир Владимирович Путин）大統領が登場し、安全保障の根幹を規定する公文書「国家安全保障構想（当時は戦略ではなく構想〔コンセプト〕と呼称されていた）」及び「軍事ドクトリン」を相次いで制定した。

この2000年に承認された「国家安全保障構想」では、その序文の中で本構想の位置づけを、「あらゆる活動分野における内外の脅威からの個人、社会及び国家の安全保障に対する見解の総体である」と規定されている。また「軍事ドクトリン」は、「ロシア連邦の軍事安全保障上の軍事政治、軍事戦略及び軍事経済的基盤を定める公式見解の総体である」とされている。

これらの文書に基づいて、軍建設計画（軍事力整備計画をロシアではこのように呼称する）が策定され、然るべきプログラムが採択され、予算が割り当てられている。つまり、これらの文書は、軍事政治、外交、軍事経済、軍建設（軍事力整備）などを含め、ロシアの安全保障分野において国家指導部の行動の基盤となっている。

「国家安全保障構想」と「軍事ドクトリン」が採択されたのちの約10年間（2000年～2010年）、国際社会では、ロシアを含め多くの国々の安全保障に直接影響する非常に重大な変化が生じ、これらの文書に然るべき修正を加えることが必要となってきた。

特に、2001年9月の米国同時多発テロが発生した直後は、ロシアの安全保障上の脅威の最優先事項に国際テロを掲げ、「国家安全保障構想」及び「軍事ドクトリン」のようなロシアの安全保障の基盤となる文書に然るべく反映させるべきであるとの考えが政治指導部内で主流となっていった。また、テロの脅威と大量破壊兵器の拡散防止に関する協力において米国及び西側諸国との新しい関係を模索するべきであるとも考えていた。

他方、2002年に米国が弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約<sup>(2)</sup>から脱退した後は、「国家安全保障構想」と「軍事ドクトリン」に、米国と北大西洋条

約機構（NATO）の軍事力から生じる脅威を含め、どのような脅威にも対抗できる強力で近代的な軍を創設する必要性を反映させることが重要だとの軍を中心とした意見が強まっていった。

そのような情勢を受け、プーチン大統領は、これらの文書を修正する時期が熟したことを認め、2004年には安全保障会議に対して、新しい「国家安全保障構想」の草案を作成するよう指示した。同草案の採択後、新しい「軍事ドクトリン」が策定されることになっていた。

しかし、この試みは延び延びとなり、新しい「国家安全保障構想」の草案は2005年には既に作成されていたものの、プーチン政権（第1次）においては承認されなかった。その理由については明らかにされていないが、考えられるのは、同構想の策定者が安全保障問題の解決に対する新しいアプローチを見出すことが出来ず、2000年版の「国家安全保障構想」は、ロシアが直面している安全保障上の問題を全て網羅していると考えていたということである。

新しい「軍事ドクトリン」についても同様であった。ドクトリンの策定作業は集中的に行われていたが、文書自体は承認に至らなかった。これらについてセルゲイ・イワノフ（Сергей Борисович Иванов）国防相（当時）は2007年2月の国家院（下院）における発言の中で、「軍事ドクトリン」の基本的な考えは、「国家安全保障構想」に基づかなければならないと指摘していた。また、「現行のドクトリンの基本的な考え方は生きており、2000年以降、世界も急激に変化していない」と述べていた<sup>(3)</sup>。つまり、イワノフ国防相は、現行の「国家安全保障構想」と「軍事ドクトリン」はその重要性を失っていないと考えて、新しい構想とドクトリンを作る考えを支持しなかったのである。

---

(2) 「弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約」とは、1972年に締結されたアメリカ合衆国とソビエト連邦間の軍備制限条約のことで、弾道弾迎撃ミサイルの配備を制限した条約である。2002年にアメリカが脱退したことから、事実上無効化した。

(3) 『RP ロシア FAX ニュース』2007年2月3日。

2007年までにこれらの文書が採択されなかったことには政治的な理由もある。これらの文書には、国家指導部の安全保障問題に対する公式な見解を反映させなければならないが、2007年、プーチン大統領は3期目を推す声があったにも関わらず、憲法に反する3期目の出馬をしないと述べていた。

そのため、後継者問題が固まっていなかったことと関連して、プーチン大統領が当時、枢要な安全保障問題に関してどのような形で自己の路線を継続させることができるか模索していたため、安易に新たな安全保障戦略を決定できなかったことが原因と考えられる<sup>(4)</sup>。結局、そのような憂慮とは関係なく、「プーチン路線」は後継者として選ばれたドミートリー・メドベージェフ(Дмитрий Анатольевич Медведев)大統領に引き継がれた。

いずれにしても、新しい「国家安全保障構想」及び「軍事ドクトリン」を採択することは焦眉の課題であった。結局、それらの文書は、安全保障問題に対する新しいビジョン、世界的問題におけるロシアの役割を反映する形で後述する「2020年までの国家安全保障戦略」として制定されることとなった。

## (2) 「国家安全保障構想」から「国家安全保障戦略」へ

プーチン路線を引き継ぐ決心をしたメドベージェフ大統領は、安全保障政策の一環として、まず、2009年9月に軍改革計画を規定する「軍の新たな姿」を発表した。

並行して「国家安全保障戦略」の改訂作業を推し進め、同戦略を、期間を明記する形で「2020年までの国家安全保障戦略」とすることとした。ニコライ・パトルシェフ(Николай Платонович Патрушев)安全保障会議書記が主となり、安全保障会議が大統領から委任された戦略の改訂作業に従事した。

改訂予定の戦略の草案は、2008年末には既に用意されており、その内容も

---

(4) 2009年3月2日、ロシア科学アカデミー極東研究所における筆者と同研究所クリムンコ研究員(元中将)との意見交換による。

一部報道されていたが、承認には至らなかった。メドベージェフ大統領は当初、2009年2月の安全保障会議において署名するつもりであったが、その後署名を3月に延期することとした。結局、メドベージェフ大統領は、2009年3月24日に開かれた安全保障会議の拡大会合で、さらに1ヶ月の修正期間を設け、草案を完全な形に仕上げるよう指示を出した。このような経緯を経て戦略の草案は、同年5月12日、最終的に承認されるに至った。

改訂された戦略での大きなポイントは、第1には、米国やNATOに対する脅威認識及び警戒感を示す一方で、二国間や多国間協力の推進、米国との戦略的なパートナーシップの構築を目指すとしていること、第2には、戦略的な優先課題を明示した上で、国家安全保障の最優先事項は国防であるとして、各章の最初に記述していること、第3には、国家安全保障を確保するために、戦略核戦力を維持しつつ、組織、定員や部隊配置の改善、常時即応部隊の増加等により、可能性の増しつつある武力紛争に効果的に対処し得る「新たな姿の軍」に移行することなどが謳われている点である。

### (3) ウクライナ危機をきっかけとする「国家安全保障戦略」の改訂

「2020年までの国家安全保障戦略」が2009年に制定されたのち、ロシアを巡る安全保障環境はさらに大きく変化することになる。

その最たる事象が2014年に生じた「ウクライナ危機（クリミア併合）」である。「ウクライナ危機」では、非軍事・軍事のあらゆる手段が用いられ、陸、海、空、宇宙、サイバー空間、電磁波領域及び人間の認知領域をも活用したいわゆる「ハイブリッド戦<sup>(5)</sup>」が実施された。

この戦い方は、ロシア軍のトップであるヴァレリー・ゲラシモフ（Валерий Васильевич Герасимов）参謀総長が2013年に発表した論文「先見の明におけ

---

(5) ロシアは自らの戦い方を「ハイブリッド戦」と呼称したことはなく、ロシアが呼称する「新たな世代の戦い」を西側諸国が解釈した上で名付けた名称である。

る軍事学の価値<sup>(6)</sup>」(正確にはゲラシモフが同年1月の軍事学アカデミー総会で発表した講話録の内容)で初めて文書として取り上げられたものであり、その後の「国家安全保障戦略」や「軍事ドクトリン」の改訂にも強く影響を及ぼしたという経緯がある。

ここで、ロシアの戦略文書体系を改めて振り返ってみたい。

憲法及び安全保障に係わる連邦法の包括的な規定の下に、最上位の戦略文書として、安全保障会議が策定する「国家安全保障戦略<sup>(7)</sup>」が定められている。この「国家安全保障戦略」を受け、それを具現化する文書として、軍事分野・軍事産業分野については「軍事ドクトリン<sup>(8)</sup>」や「海洋ドクトリン」が規定されている。外交・国際関係分野については「対外政策構想(コンセプト)」が、情報戦分野においては「情報安全保障ドクトリン」などが定められている。その他にも、経済分野、公安分野、対テロ活動分野などの分野別にも、必要なドクトリンやコンセプトが規定されている<sup>(9)</sup>。これらの戦略文書に、前述

- (6) Герасимов, Валерий Васильевич, “Ценность науки в предвидении - Новые вызовы требуют переосмыслить формы и способы ведения боевых действий”, 26 февраля 2013 <<https://www.vpk-news.ru/articles/14632>> (2021年10月5日アクセス)。原題の直訳は「先見の明における科学の価値」であるが、ここで言う「科学」とは、本文によると、自然科学を意味するのではなく「軍事科学(兵学)」を意味している。ただし、日本語では「政治学」と表現する学問をロシア語では「政治科学」と表現している関係上、齟齬を起こさないように、本稿においては「軍事科学」を示す「科学」の訳語を「軍事学」とする。
- (7) Совет Безопасности Российской Федерации, “Стратегия национальной безопасности Российской Федерации”, <<http://www.scrf.gov.ru/security/docs/document133/>> (2021年10月5日アクセス)。
- (8) Совет Безопасности Российской Федерации, “Военная доктрина Российской Федерации”, 25 декабря 2014 г. <<http://www.scrf.gov.ru/security/military/document129/>> (2021年10月5日アクセス)。
- (9) 佐々木孝博「ロシアのサイバー戦略」『日本大学大学院相互恵社会情報研究科第13号』2013年7月1日 <<https://gssc.dld.nihon-u.ac.jp/wp-content/uploads/journal/pdf13/13-001-012-Sasaki.pdf>> (2021年10月5日アクセス)。

のゲラシモフ論文が大きな影響を及ぼしたということである。

これらの文書は、ロシアのおかれた国際情勢や安全保障観の変化に基づき、概ね5年から10年のスパンで更新されている。その改訂の背景で、近年で顕著なのは前述のウクライナ危機（クリミア併合）を巡る情勢である。ウクライナ危機では、非軍事及び軍事のあらゆる手段が利用され、あらゆる領域を使い、制限や制約を問わずに国家目標を達成するいわゆる「ハイブリッド戦」が行われた。この紛争を実行する以前にこれらの戦い方を戦略として体系的に公文書によって定めていなかったこともあり、ウクライナ危機を実行に移した後、同年（2014年）末には「軍事ドクトリン」を改訂し、翌2015年末にはその上位文書である「国家安全保障戦略」を、さらに、2016年には「情報安全保障ドクトリン」を次々と改訂していった。

戦略というものは、本来、包括的な方針を規定するために最上位の文書が最初に制定され、その包括的な内容を受けて具体的に活動すべき分野を定める下位文書が上位文書を具現化する形で定められるものである。ウクライナ危機を巡る2014年から2016年の間は、公文書の上位・下位の位置づけは関係なく、次々と戦略を改訂していった状況であった。これにはさまざまな理由が推察できるが、戦略として明確に定めていない戦い方を、実際に「ウクライナ危機（クリミア併合）」として実践してしまったため、早急に改訂する必要があり、それが可能な「軍事ドクトリン」の改訂を優先したとの見方が妥当であろう。つまり、国家のあらゆる部門、組織の検討の上で制定される「国家安全保障戦略」の改訂には時間がかかるとの見積もりがなされ、軍事・治安組織のみの検討により制定が可能な「軍事ドクトリン」の改訂を優先し、既に実行してしまった戦いを戦略として後追いで定めたということである<sup>(10)</sup>。

---

(10) 佐々木孝博「ロシアが押し進める『ハイブリッド戦』の概要とその狙い」『安全保障を考える（安全保障懇話会誌）』令和2年5月号、2020年5月1日。

## 2 新たな「国家安全保障戦略」の内容の詳細

ウクライナ危機の6年後の2021年7月2日、ロシアはこの「国家安全保障戦略」を急きょ改訂した。この理由は、「ウクライナ危機」を巡る前回の改訂ほど明らかではないが、内容を精査すると、その理由を推察することができる。それは、新しい「国家安全保障戦略」において、「情報安全保障（サイバー空間の安全保障）<sup>(11)</sup>」を1つの項目として新たに付加しており、この分野での安全保障の細部について、新たに定める必要性が生じ、改訂したのではないかということである。そこで本項以降に、この新しい「国家安全保障戦略」を、特に情報安全保障を視点に読み解いていきたい。

### (1) 構成からみた新旧「国家安全保障戦略」の比較

「国家安全保障戦略」の構成は、大きく5つの章立てになっている。

その構成を新旧戦略で比較した表を図表1に示す。

図表1に示すように章立ての内容については、新旧の戦略に大きな変化はない。以下、各々の章について詳細にみていきたい<sup>(12)</sup>。

---

(11) 「情報空間」および「サイバー空間」という2つの用語について、プーチン大統領が2012年に発表した安全保障論文「強くあれ—ロシアの国家安全保障を確かなものに」においては、「情報戦空間（サイバー戦空間）」と括弧書きを使用し、ほぼ同義に扱っている。したがって、本稿では「情報」あるいは「情報空間」という用語が出てきた場合、その文脈において適宜併記または読み替えて使用する。

(12) 本項は、東海大学教育研究所で出版予定の「グローバルシフトと広がる戦争の領域」の筆者担当部分の原稿の一部を参考としている。

図表1 新旧「国家安全保障戦略」の構成の比較

2015年版 国家安全保障戦略	2021年版 国家安全保障戦略
第1章 総則	第1章 一般条項
第2章 現代世界におけるロシア	第2章 現代世界におけるロシア：傾向と機会
第3章 国益及び戦略的国家優先課題	第3章 ロシア連邦の国益及び戦略的国家優先課題
第4章 国家安全保障の確保	第4章 国家安全保障の確保
① 国防 ② 国家的・社会的安全保障 ③ ロシア国民の生活水準の向上 ④ 経済成長 ⑤ 科学技術及び教育 ⑥ 保健 ⑦ 文化 ⑧ 生態系のエコロジー及び合理的な資源利用 ⑨ 戦略的安定及び対等な戦略的パートナーシップ	① ロシア連邦の国民の保護と人間の潜在能力の開発 ② 国防 ③ 国家および公共の安全保障 ④ 情報安全保障 ⑤ 経済安全保障 ⑥ 科学技術の発展 ⑦ 環境安全と天然資源の合理的利用 ⑧ ロシアの伝統的な精神的・道徳的価値、文化、歴史的記憶の保護 ⑨ 戦略的安定及び互恵的な国際協力
第5章 本戦略の実現に関する組織・法規範・情報上の基礎	第5章 本戦略の実施のための組織的枠組み及びメカニズム
第6章 国家安全保障の状態に関する主要指標	×

人間の安全保障を第1に  
 情報安全保障を新たに創設⇒情報戦・サイバー戦の重視  
 GDP等の指標目標は削除

（出典：「ロシア連邦国家安全保障戦略（2015年版）」及び「ロシア連邦国家安全保障戦略（2021年版）」を基に筆者作成）

第1章は、「一般条項」であり（旧戦略では「総則」となっていた）、この章では、本戦略を制定した背景、この戦略の目的及び法的根拠、そして、関連する用語の定義などが記載されている。新旧の戦略において、用語の定義なども含め、この章の内容には、ほとんど変化はなかった。

第2章は、「現代社会におけるロシア：傾向と機会」の項目である（旧戦略では「傾向と機会」の副題はなかった）。この章では、主としてロシアが考えている国際情勢認識及び脅威認識が記載されている。ただし、詳細な脅威認識は、第4章「国家安全保障の確保」で具体的な方針とともに述べている項目もある。

新旧の戦略を比較すると、この章には複数の変化が認められる。旧戦略では国際情勢認識を「多極化世界が形成されつつあり、その中でロシアの地位を高める基盤がある」とし、国際情勢は各国が多極化世界を求めて不安定な状態であるとしていたが、新戦略においては「新たな世界的・地域的なりー

ダーの地位が強化されたことで、世界秩序の構造が変化し、世界秩序の新たな構造、規則、原則が形成されている」とした。つまり、米国及び中国が覇権争いをする新たな国際環境が構築され、ロシアもリーダーの一翼を担っているとの認識を打ち出しているということだ。

第 3 章は、「ロシア連邦の国益と戦略的優先事項」である。この章では、ロシアにとっての国益とそれを達成するための国家としての戦略的な優先事項を列挙している。

新旧の戦略を比較すると、国益そのものの項目には大きな変化は認められない。しかしながら、列挙する順番には変化があり、優先順には変化が認められたということだ。旧戦略では、「国防」の項目が最優先に掲げられていたが、新戦略では最優先に（国益の第 1 番目の項目に）「ロシア国民の保護、人間の潜在能力の開発、国民の生活の質の向上」、いわゆる「人間の安全保障」とも言うべき事項が掲げられた。そしてその次に「国防」に関する事項（ロシアの憲法制度、主権、独立、領土の保護及び国防の強化）を掲げた。

また、「戦略的な国家の優先事項」にも変化が認められた。それは国益と同様に「ロシア国民の保護と人間の潜在能力の開発」を最上位に掲げ、国防その他の事項に優先させたことと、新たな優先事項として「情報安全保障」の項目を設けたことである。

これらは、国民への内政的なメッセージと考えられ、2021 年 9 月に行われた国家院（下院）選挙を見据えた意味があったとも推察される。つまり、選挙に起因する混乱を避け内政を安定させるために、国民を第 1 に考えているという姿勢を戦略として打ち出したということである。

第 4 章は、「国家安全保障の確保」である。この章では、第 3 章で列挙した「戦略的な優先事項」を各々小項目として掲げ、具体的な対処方針を示している（一部、安全保障観、脅威認識も列挙している）。新旧戦略におけるこの章での最大の変化は「情報安全保障（サイバー空間の安全保障）」を重視していることである。本件については、後述する本戦略の評価の項目で詳細に考察

していきたい。

第5章では、「本戦略実施のための組織的枠組み及びメカニズム」が記載されている。この章では、本戦略を実行に移すための国家体制、省庁間などの国家組織の役割など、組織論が記載されている。新旧戦略において、この内容には変化はなかった。

また、旧戦略では、第6章として「国家安全保障に関する主要な指標」が掲げられており、国内総生産（GDP）の数値や主要な経済指標などの数値目標が示されていたが、新戦略において、この第6章は削除された。様々な国家目標を達成するための数値目標は、安全保障環境の変化により増減するものであり、頻繁に修正する必要がある。そのような目標は、中・長期的な指針を定める「国家安全保障戦略」には不相当との判断がなされたものと推察される。

## (2) 新「国家安全保障戦略」における国際情勢認識及び脅威認識

前項で述べたとおり、本戦略第2章「現代社会におけるロシア：傾向と機会」の項目には、国際情勢認識及び脅威認識などが記載されている。それを本項においては、具体的に考察していきたい<sup>(13)</sup>。

脅威認識で、まず指摘したいのは、旧戦略で明確にしていたロシアにとっての最大の脅威は「米国を含めた北大西洋条約機構（NATO）である」との認識を、新戦略でも引き続き継承しているということだ。第4章「国家安全保障の確保」の「国防」に関する規定35項のなかで「ロシア国境付近におけるNATOの軍事インフラの構築、諜報活動の強化、ロシアに対する大規模な軍事編成と核兵器の使用は、ロシアに対する軍事的危険と軍事的脅威の増大に寄与している」との表現で、NATOへの脅威を感じ続けていることを示している。

---

(13) 同前。

次に、本戦略の目玉ともいべき特徴として指摘したいのは、「情報安全保障（サイバー空間の安全保障）」を重要視する姿勢についてである。新戦略全般にわたり「情報安全保障」に関する記述が非常に多い。第2章でも数カ所にわたり、その規定がなされている。同章17項では、「一部の国の行動（筆者注：米国及び西側諸国を念頭）は、ロシアの伝統的な同盟国との関係を破壊するために、独立国家共同体（CIS）<sup>(14)</sup>の崩壊プロセスを扇動することを目的としている」とし、西側諸国のSNSによる扇動などの情報戦・サイバー戦により、CIS諸国における親ロシア政権が次々と倒れていった「カラー革命」<sup>(15)</sup>の事案を非常に重大な脅威と規定したことである。

また、同章18項では「ロシアを孤立させたいという願望と、国際政治における二重基準の使用は、欧州を含むすべての国家の平等かつ不可分の安全保障、紛争解決、テロリズム・過激主義・麻薬密売・組織犯罪及び感染症の蔓延との戦い、国際的な情報安全保障の確保、環境問題への対処、情報安全保障分野における国際協力の強化など、国際社会にとって重要な分野における多国間協力の有効性を妨げている」と規定している。米国をはじめとする西側諸国を念頭に、あらゆる分野においてロシアを孤立させようとの動きを脅威として認識しているということである。特にそれは、情報安全保障分野（サイバー空間の安全保障分野）において顕著であるとしている。

---

(14) 「独立国家共同体（CIS）」とは、ソビエト連邦の崩壊時に、ソビエト社会主義共和国連邦を構成していた15か国のうちバルト3国を除く12か国によって結成されたゆるやかな国家連合体のこと。当時の欧州共同体型の組織をモデルにしたが、独自の憲法や議会は持っていない。本部はベラルーシの首都ミンスクに置かれている。

(15) 「カラー革命」（または「花の革命」）とは、2000年頃から、中・東欧や中央アジアの旧共産圏諸国で民主化を掲げて起こった一連の政権交代を指す。これらの政権交代劇では、政権交代を目指す勢力が、特定の色や花を象徴として採用したため、一連の政権交代は「カラー革命」と呼ばれている。それらの運動の背後ではジョージ・ソロスの主宰する「ソロス財団」が関与するなど、「独裁・圧政的な政権」に対する「民主化ドミノ（政治体制親米化）」を起こさせたい米国務省やCIA（中央情報局）の存在が繰り返し囁かれている。

さらに、同章 19 項では「ロシアに対する敵対的なイメージを形成するための情報キャンペーンが行われ、国際社会からロシアは国際的な義務に違反して、コンピュータ攻撃を行い、外国の内政に干渉していると不合理に非難されている」ということも脅威として記載した。すなわち、ロシアは敵対国から情報操作などの情報戦を挑まれ、情報工作活動がなされ脅威感を募らせているということだ。また、そのような行為を実施している攻撃主体であると非難されていることにも強い不満をもっているということである。

加えて、同章 20 項では「非友好的な国が、ロシアの国内的な統一を破壊し、抗議行動を扇動して過激化させ、過激なグループを支援し、ロシア社会を分断させようとしている。ロシアの長期的な不安定さを誘発させるために、益々間接的な方策が使われている」と規定している。ロシアの周辺国で生じた「カラー革命」の脅威がロシア国内への直接的な喫緊の脅威と規定するとともに、ロシアの敵国が実施しているのであれば、反対に、そのような行為をロシアが敵国に対して行えば、非常に効果的に国益を追求できると認識していることも戦略の行間から読み取ることができる。

総じてみれば、本戦略の改訂は、旧戦略で規定していた安全保障観及び脅威認識を一歩推し進め、特に情報空間（サイバー空間）における安全保障を重視したための改訂であったものと言えるだろう。

### (3) 具体的な国家安全保障の施策

前述のとおり、本戦略第 4 章「国家安全保障の確保」の項目では、第 3 章で列挙した「戦略的な国家の優先事項」を各々小項目として掲げ、具体的な対処方針を示している（一部、安全保障観、脅威認識も列挙している）。本項では各々の「戦略的な国家の優先事項」を詳細に考察していきたい。

第 1 に掲げられた優先事項は「ロシア国民の保護と人間の潜在能力の開発」である。この項目は、前述のとおり、国内向けのメッセージの意味合いが強く、ロシアがこれまで示していた対外的な安全保障戦略とは一線を隔するものと

言えるだろう。

ここでは、ロシア国民の保護と人間の潜在能力の開発分野における国家目標を具体的に 17 項目取り上げている。その中には「国民の実質所得を増加させ、低所得の市民を減らし、所得に応じた市民の不平等感の低減」「社会サービスの質を向上させ、すべての国民が利用しやすくし、障害者や高齢者が積極的に社会に参加できる環境の整備」「伝統的なロシアの精神的、道徳的、文化的、歴史的価値観に基づいた子供と青少年の教育と育成」などの項目が含まれており、下院選挙を控えた時期に国民受けする施策であったり、国防の根幹たる愛国心の育成などに尽力する姿勢などを読み取ることができる。

第 2 に掲げられた優先事項は「国防」である。この項目は国家安全保障の根幹となる事項であり、旧戦略では最優先に掲げられていた。

この項目では、NATO に対する脅威認識や米国の世界的なミサイル防衛網への不信感、米国による中距離核戦力 (INF) の欧州及びアジア太平洋地域への配備計画などを具体的な脅威と指定している。

そして、国防の目標を「ロシアの平和的な社会経済発展のための条件を整え、その軍事的な安全を確保すること」と定めた。そのために、ロシア連邦軍及びその他の軍 (内務省軍、国境警備軍など国防省以外に属する武力組織) が留意すべき事項を 16 項目掲げた。

その中には、「既存および将来の軍事的危険と軍事的脅威の適時な特定」「ロシアにおける軍事計画のシステムを改善し、ロシアに対する軍事力の行使を防ぎ、その主権と領土保全を守ることを目的とした、相互に関連する政治、軍事、軍事技術、外交、経済、情報などの措置の開発と実施」「十分なレベルの核抑止力の維持」「ロシア連邦軍及びその他の軍における軍事力使用に対する所定の準備態勢の確保」「領土外におけるロシアの国益と国民の保護」などを掲げている。最後の「領土外におけるロシアの国益」の中には、サイバー空間における国益も含まれていると考えられ、国外におけるサイバー活動の活発化などを示唆しているものと解釈することができる。

第3に掲げられた優先事項は「国家及び公共の安全保障」である。この項目では、内政の不安定化への脅威として「情報通信技術を利用した犯罪も増加している。過激派の出現は、社会的・政治的状況を不安定にしている」「民族間・宗派間の対立を悪化させ、情報領域を操作しようとしている外国の特殊部隊や組織の諜報活動やその他の活動は、ロシアの支配下にある公的団体や個人を利用して行われており、依然として活発である」「グローバルなインターネット企業は、虚偽の情報を広めたり、違法な公共行動を組織するために広く利用されている」との脅威認識を示している。特に、外国によるロシア国内への影響工作活動を非常に警戒している様子を伺うことができる。

そして、「国家および公共の安全保障の目標」達成のために国家機関が実施しなければならない事項を22項目定めた。この中には「ロシアの内政への干渉、外国の特殊部隊の情報活動の抑制、ロシアの国益を損なう個人、『カラー革命』を扇動することを含むロシアの憲法制度の基盤、人権および市民権と自由に対するその他の犯罪的攻撃を防止すること」「違法目的でのデジタル通貨の使用など、情報通信技術を利用して行われる犯罪の防止・抑止」などが含まれ、情報空間（サイバー空間）での安全保障を治安分野でも重視している姿勢を読み取ることができる。

第4に新たに定められたのが「情報安全保障」の項目である。細部の考察は次項の「評価」の項目で行うのでここでは概要にとどめるが、旧戦略では定めていなかった項目を新たに設け、多くの頁数を費やし「情報安全保障」の重要性を謳っている。

特に、情報安全保障を確保するために国家機関が実施しなければならないと考えている事項をいくつか指摘したい。

その中には「ロシアの情報安全保障に対する脅威を予測、特定、防止するシステムの開発、その原因の特定、そのような脅威の排除」「ロシアの重要な情報インフラ施設を含むロシアの情報資源に対する破壊的な情報および技術的な影響の防止」「情報通信技術を利用して行われる犯罪などを効果的に防

止、検知、抑制するための条件の整備」などが含まれている。ロシアが情報空間における安全保障に非常に過敏になっている様子をくみ取ることができる。

第5には「経済安全保障」を掲げた。そして、経済安全保障を確保するための国家機関が成すべき項目を35項目定めた。この中には「企業やインフラの近代化、デジタル化、人工知能技術の活用、ハイテク雇用の創出による労働生産性の向上」「航空、造船、ロケット・宇宙産業、エンジン製造、原子力発電所、情報・通信技術の分野でロシアが獲得した主導的地位と競争力の強化」「防衛産業組織の生産基盤の近代化、ハイテク民間製品やデュアルユース製品の増産」が含まれている。単に経済成長を主張するだけでなく、ロシアが安全保障上重視している分野を明確に定めていることと、軍事安全保障に直結する軍民のデュアルユース<sup>(16)</sup>分野の重要性にも言及していることが特徴的である。

第6には「科学技術の発展」を掲げている。この項目では「新技術の出現は、以前には達成できなかった特性を持つ武器、軍事・特殊機器、セキュリティシステムの創造に貢献している。国家間の権力争いが新しい環境に移行している」とし、AIなどの新技術が軍事適用され、戦い方そのものを変える可能性をも考慮している様子を伺うことができる。この件についても次項「評価」の項目で詳細に考察していく。

第7には「環境安全と天然資源の合理的な利用」が述べられ、天然資源の確保や気候変動への対処などに言及されているが、旧戦略からの大きな変更がないので、ここでは概要に留めておきたい。

第8には「ロシアの伝統的・精神的・道徳的価値、文化、歴史的記憶の保護」が掲げられている。ここでは、「情報・心理的な妨害行為と文化の『西洋化』は、

---

(16) 「デュアルユース」とは、政治、外交、輸出管理において、平和及び軍事、両方の目的に使用できるテクノロジーを指す。軍民両用(技術)とも呼ばれる。

ロシア連邦が文化的主権を失う脅威を増大させている。ロシアと世界の歴史を改竄し、歴史的真相を歪め、歴史的記憶を破壊し、民族間・宗教間の対立を煽り、国家形成者を弱体化させようとする試みが増えている」と言及していることを指摘したい。西側諸国を念頭に、ロシアに対する影響工作活動に対して、改めて脅威感を募らせているということである。

そして、最後の第9に「戦略的安定と互恵的な国際協力」を優先課題と掲げている。ここでは国際情勢認識と一部重複しているが、ロシアが国際関係で重視している順番が、記載の順番から読み取ることができる。

その順番とは、第1が「独立国家共同体（CIS）諸国、集団安全保障機構（CSTO）<sup>(17)</sup> 諸国」である。第2は、「大ユーラシア・パートナーシップ<sup>(18)</sup>」である。第3は、「中国との包括的パートナーシップ及び戦略的協力、並びにインドとの特別な特権的なパートナーシップ」である。これについては、自由主義陣営といわゆる権威主義陣営の対立の結果としての施策と考えられ、詳細の考察は次項で行う。最後にBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカの枠組み）及びRIC（ロシア、インド、中国の枠組み）である。その他の国については、本戦略では名前を挙げては言及していない。

### 3 新たな「国家安全保障戦略」の評価

前項において考察してきたように、新戦略での最大の重点事項は、「情報安全保障戦略（サイバー空間の安全保障戦略）」である。情報安全保障に関する

---

(17) 「集団安全保障条約（Договор о коллективной безопасности）」は、1992年5月15日に旧ソ連の構成共和国6カ国が調印した条約。2015年には、ロシア、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス及びタジキスタンの6カ国が加盟している。同条約は、計11条の条文から成り、加盟国の軍事分野における協力について規定している。2004年には機構として再構成された。

(18) 「大ユーラシア・パートナーシップ」構想とは、中国・インド・パキスタン・イランなどの上海協力機構（SCO）加盟国とユーラシア経済連合を軸に築くパートナーシップ構想のこと。

記述が、旧戦略に比べると非常に多くなっていることから、その重要性をロシアが感じていることを導き出すことができる。

その大きな特徴に隠れてはいるが、本戦略を読み解いていくと、その他にも「中国・インドとの関係の強化」「NATO への強い警戒心と対欧接近のメッセージ (米欧のデカップリング)」「核兵器を巡る国際情勢への懸念」及び「新技術による安全保障」といった事項を重視している姿勢も読み取ることができる。

そこで本項では、その各々の重点項目について、本論を総括する形で考察、評価していきたい。

#### (1) 情報安全保障 (サイバー空間の安全保障) の重視

前述のとおり、戦略の第 3 章には「ロシアの国益と戦略的な国家優先事項」が規定されている。ここでは、「ロシアの国益」の第 4 番目に「安全な情報空間の発展、破壊的な情報や心理的な影響からロシア社会を保護すること」を掲げていること、及び「戦略的な国家優先事項」の第 4 番目に「情報安全保障」を規定していることを指摘したい。

特に、戦略的な国家優先事項の「情報安全保障」の項目を詳しくみていきたい<sup>(19)</sup>。

本戦略第 3 章 52 項では「ロシアの社会的・政治的状況を不安定にさせるために、テロ行為の実行に必要な恣意的な虚偽の情報が、主として若者をターゲットにインターネットにより流布されている」と指摘している。

また、同章 53 項では、「多国籍企業が (筆者注: 米国の GAFA<sup>(20)</sup> などの大手 IT 企業を念頭) インターネットにおける独占的な地位を強化し、情報資源をコントロールしたいという願望をもち、そのような企業が法的な理由もな

---

(19) 注 (12) に同じ。

(20) 「GAFA」とは Google、Amazon、Facebook、Apple の米国の大手 IT 企業の頭文字を並べたもの。

く国際法の規範に反して検閲を行い、インターネットを遮断することも行っている。政治的理由から、歴史的事実やロシアや世界で起こっている出来事についての歪んだ見方をロシアのインターネットユーザーに押し付けている」ともしている。

52項及び53項を通じて、ロシアが重要と捉えているのは、ロシアは敵対国より、国家の弱体化を企図して、インターネットにより偽情報（ディスインフォメーション）が流布されているとし、さらに、インターネットを自在に操れる米国の多国籍企業がそれに加担しており、それに対抗することがロシアの国益擁護のための優先事項であるとしているということである。

それらに根本的に対処し、情報空間における安全保障を確保するために、同章57項において16の方針を示している。この中でいくつかの重要な項目を指摘したい。

まず、57項(5)で「ロシアの統一通信網、インターネットセグメント、その他の重要な情報通信インフラの保護と持続可能性の向上、及びそれらの機能に対する外国の支配の防止」を掲げている。つまり、究極的にロシアは、米国が開発し、米国に有利な形で運用される現存のインターネットから脱却し、ロシア独自の統一通信網、ロシアがコントロールできるインターネットセグメント、それに利用される通信機器の国産化を目指しているということである。それによって、外国からの干渉を防止したいと考えているということだ。

57項(10)の「情報対決の力と手段の開発」を掲げている点も特徴的である。情報対決の力とは、一義的にはカウンターインテリジェンス能力を示すと考えられるが、サイバー空間というものは攻防一体の領域であり、敵の持つ攻撃能力が分からなければ防御手段はとれないし、そもそも専守防衛の思想では100%防護することは不可能で、サイバー空間における優越を確保することはできない。ロシアが情報対決の力として攻勢的なサイバー攻撃能力を考慮していたとしても軍事の常識からすれば極めて妥当だということだ。

さらに 57 項 (11) 及び (15) において「外国の特殊部隊 (軍事組織) や宣伝機構がロシアの情報インフラを利用することへの対抗」「ロシアの国内政策及び外交政策に関する信頼できる情報をロシア国内及び国際的な民衆に伝達すること」について言及していることも指摘したい。すなわち、外国の情報機関などがロシア国内で影響工作活動を行い、ロシア国内が不安定化することを恐れており、それに対抗することが喫緊の課題であるとしているということだ。

加えて、57 項 (14) で「情報通信技術の利用における安全保障の国際的な法的枠組みを確立し、情報安全保障の分野におけるロシアとパートナー国との協力を強化する」ことも掲げている。このことは、情報空間に関する施策に関してロシアと考え方の近い中国などとの協力の強化を進め、情報空間におけるインターネット主権などの国家管理を強めるための国際枠組みの制定に力を入れたいとの姿勢がにじみ出ているということだ。

全般的に見て、ロシアによる情報空間における安全保障戦略は、ロシアが同空間においてどのような脅威を受けていて、どのような対処をしたいかということが明確に定められていると言える。さらにその戦略の行間を読み込むと、ロシアが受けている情報空間における脅威は、ロシアの敵対国にとっても同様な脅威と位置付けることもでき、情報空間における優越の確保を重視する国家戦略においては、相手方に対する攻勢的な活動も考慮しているということは十分に考えられるということだ。

## (2) 中国・インドとの関係の強化

近年、欧米をはじめとする自由主義諸国の陣営と中国・ロシアをはじめとする権威主義諸国の陣営の間で対立が深まりつつある。

そのような安全保障環境の下で、ロシアは中国及びインドとの関係に言及し、第 4 章「国家安全保障の確保」の「戦略的な安定と互恵的な国際協力」における項目において、「中華人民共和国との包括的なパートナーシップ関係

及び戦略的な協力、並びにインドとの特別な特権の戦略パートナーシップの構築」を、ロシアの外交目的を達成するための課題と位置付けた。また、その目指すところは、「アジア太平洋地域において、非同盟ベースで地域の安定と安全を確保するための信頼できるメカニズムを構築すること」とした。

これは、中国との関係を、「ロシアは中国との幅広いパートナーシップ関係と戦略的な連携をグローバル・地域的安定性を維持する核心的な要素とみなし、これらを発展させる」とした旧戦略（2015年版）での規定を一步前進させ、より具体的にアジア太平洋地域での安全保障メカニズムを中露が主導して構築することを提言したものである。

また、「上海協力機構（SCO）<sup>(21)</sup> 及び BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカ）枠組みにおける諸外国との多面的な協力の進化、RIC（ロシア・インド・中国）枠組みにおける協力のための機能的・制度的基盤の強化」も重点課題として掲げた。

これは、中国包囲網として近年重視され始めた Quad（日本、米国、オーストラリア及びインド）の安全保障対話の関係を暗に批判したものとして受け取ることができ、Quad の一員であるインドを中国、ロシア側に引き入れたいとの姿勢を強く打ち出しているものと考えられる。

### (3) NATO への強い警戒心と対欧接近のメッセージ（米欧のデカップリング）

前項でも一部触れたが、「ロシア国境付近における NATO の軍事インフラの構築、諜報活動の強化、ロシアに対する大規模な軍事編成と核兵器の使用は、ロシアに対する軍事的危険と軍事的脅威の増大に寄与している」とし、旧戦略から引き続いて NATO に対する強い脅威認識を明確にしている。新戦

---

(21) 「上海協力機構（SCO）」とは、中華人民共和国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・ウズベキスタン・インド・パキスタン・イランの9か国による多国間協力組織、もしくは国家連合のこと。中国の上海で設立されたために「上海」の名を冠する。

略ではより具体的に、「西側諸国の覇権維持への努力が世界的な安全保障の有効性の低下を引き起こしている」との表現で、欧米諸国が依然として支配的地位を維持しようとしていると指摘し、また、「国際社会で欧米諸国は自らの規範を押しつけ、制裁やあからさまな内政干渉をしている」と非難している。

NATO を最大の脅威であると位置づける一方で、NATO の一員である米国とその他の欧州諸国の差別化を図る施策も考慮していることが見受けられる。

それは、新戦略において、NATO 全体の脅威を規定する記述と米国を単独で名指しして脅威とする規定を使い分けていることから読み取ることができ、元々ロシアは歴史的・文化的には欧州への帰属意識が強く、ロシアは欧州の一員であり、その欧州との多国間協力を望んでいるという側面がある。NATO のように、欧州が米国と一体となった場合は脅威として扱うが、欧州単独では是々非々の姿勢で臨み、極度に脅威を煽ることはしないということである。最大の脅威である NATO 内で、米国と欧州を引き離し、脅威の低減を図りたいとの意図が戦略の行間に見え隠れしているということである。

つまり、冷戦期に謳われた「米欧のデカップリング」をまた企図しているのではないかということである。元々「米欧のデカップリング」とは、冷戦期にソ連の配備する中距離核戦力 (INF) を巡って使われた言葉である。欧州には届くが米国には届かない核兵器が使用された場合、米国は自国が攻撃を受ける危険を冒してまで本当に欧州を守るのかという懸念を欧州側に抱かせて分断を図ったということである<sup>(22)</sup>。それに類似したことをロシアは改めて企図しているのではないかということだ。

それを裏付ける事象がいくつかある。

第 1 は、ロシアが 2021 年 4 月に「非友好国」というものを大統領令で選定

---

(22) 佐々木孝博「ロシアの対外政策から見たウクライナ危機－グルジア紛争との相違と類似性を中心に－」『ディフェンス第 52 号』隊友会、2014 年 12 月 20 日、87 頁。

し始めたということである。そして、5月に米国とチェコが選定された。米国はロシアにとって安全保障上最大の脅威国であること、チェコは2014年に起きた弾薬庫爆発事件にロシア情報機関が関与したとして、ロシアの外交官に国外退去を命じたことへの報復のために選定されたとみられている。その他には当然選定されるとみられていた、ロシアに対して強硬な立場をとる英国やポーランド、バルト諸国は入っておらず、欧州との根本的な関係悪化は避けたいという思惑が伺えるということだ<sup>(23)</sup>。

第2は、同6月22日、プーチン大統領が第2次世界大戦でナチス・ドイツと開戦した日にあわせてドイツ紙に寄稿し、「ロシアは欧州の一員」だとして共存は欠かせないと強調し、関係修復の必要性を訴えたということだ。その論文の中で「ロシアは欧州との包括的なパートナーシップを回復したいと考えている。安全保障や戦略的安定、医療、教育の分野などに関心がある」として連携を呼びかけたということだ<sup>(24)</sup>。

これらの事象からロシアは明らかに米国に対する対応と欧州に対する対応を区別しはじめ、米欧の離反を企図しているのではないかと推測される。

#### (4) 核兵器を巡る国際情勢への懸念

本戦略、第4章「国家安全保障の確保」の「国防」に関する規定の中の36項において「(米国発議による中距離核戦力(INF)全廃条約の破棄を受け、)米国の中・短距離ミサイルの欧州及びアジア太平洋地域への配備計画は、戦略的安定と国際安全保障の脅威になっている」と苦言を呈し、米国による核の脅威の増大を訴えている。ちなみに、米国 INF のアジア太平洋地域への配

---

(23) NHK「ロシア非友好国のリスト作成へ」2021年5月10日 <<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/300/448975.html>> (2021年10月5日アクセス)。

(24) NHK「プーチン大統領 独ソ戦記念日に寄稿『欧州関係修復・連携を』」2021年6月23日 <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210623/k10013099041000.html>> (2021年10月5日アクセス)。

備に言及したのは今回の改訂が初めてである。

INF条約の破棄に関連し、その後の世界を見据え米国はすでに動きだしている。条約失効に際し、当時のエスパー米国防長官は「アジア太平洋地域に地上発射型中距離ミサイルを配備したい」との意向を示したということだ<sup>(25)</sup>。この動きは、対ロシアというよりは今後対立が激化するであろう、対中国を見据えた措置とみられている。そうなった場合、意図しなくともロシアファクターも考慮しなければならず、同地域で米中露のINF配備競争が激化する可能性もある。

一方で、米国によるINFのアジア太平洋地域への配備は現実的に非常に難しいものと見積られる。その候補と考えられている国(地域)が様々な安全保障上の課題を抱えているためである。韓国(在韓米軍を含む)へのINFの配備は、米韓の近年の安全保障上の様々な課題を解決する必要性があるとともに、韓国政府の対北朝鮮の融和政策との整合性も考慮しなくてはならないだろう。我が国(在日米軍を含む)への配備は、我が国の極度に抑制的な防衛政策や核兵器に対する国民感情などが論点になるであろう。 Guamへの配備は、実行上可能であろうが、脅威対象国との距離(位置関係)が問題となるであろう。台湾への配備は、中国との関係を極度に悪化させる可能性がある。すなわち、米国によるアジア太平洋地域への中国をにらんだINFの配備は非常に困難だということである。

そのような見地からすると、INFの範疇ではないが、トランプ政権時に発表した「Nuclear Posture Review 2018<sup>(26)</sup>」で言及している、低威力核弾頭搭載潜水艦発射弾道ミサイルを活用し、必要時に機動的に運用することが現実的

---

(25) 産経新聞「米、アジアに中距離ミサイル配備も INF条約失効、中国へ対抗」『産経新聞 HP』2019年8月3日 <<https://www.sankei.com/world/amp/190803/wor1908030026-a.html>> (2021年10月5日アクセス)。

(26) United States, Department of Defense, “Nuclear Posture review 2018”, <<https://dod.defense.gov/News/SpecialReports/2018NuclearPostureReview.aspx>> (2021年10月5日アクセス)。

な対処であろう。

ロシアも INF の破棄後の措置は、対米国はもちろん対中国を念頭に入れていることは間違いないだろう（中国との現在の良好な安全保障関係から、表面上は対中国との目的を対外公表する可能性はないが）。そのためにロシアも米国や中国に対抗するために国境付近に INF を配備したいと考えているだろうが現実には難しい。ただし、米国から先にアジア太平洋地域に INF を配備したいとの発言があったことから、これへの対抗措置との理由で、対米国兼対中国の INF 配備を実行に移す可能性があることは付言しておきたい<sup>(27)</sup>。

#### (5) 新技術が変える将来の安全保障

新戦略では、新技術がゲームチェンジャーとして機能し、将来の戦い方が変わるということも見越してその重要性についても記述されている。

具体的には、第4章「国家安全保障の確保」の「科学技術の発展」の72項に、「新技術の出現は、以前には達成できなかった特性をもつ武器、軍事・特殊機器、セキュリティシステムの創造に貢献している。そして国家間の権力争いが新しい環境に移行している」と述べている。すなわち、新しい技術の出現が、武器兵器体系を革新的に進化させ、戦い方そのものを変えてしまうということを示唆している。また、それに関する国家間の覇権争いが始まったことを危惧している様子も伺える。

その新技術が具体的に何を示しているのか、続く75項(14)に示している。それは「有望なハイテク技術（ナノテクノロジー、ロボット工学、医療、生物、遺伝子工学、情報通信、量子、人工知能（AI）、ビッグデータ処理、エネルギー、レーザー、新素材の作成、認知や自然を再現する技術）及びスーパーコンピュータシステムの開発」を戦略的な国家の優先事項を達成するために必要

---

(27) 渡部悦和、佐々木孝博『現代戦争論－超「超限戦」』ワニブックス PLUS 新書、2020年7月8日、297-298頁。

な要件であると規定していることから分かる。

この中でも、AIやロボット工学に注目したい。これに先立つ4年前の2017年9月にプーチン大統領は「AIの分野でリーダーになれる者(国)こそが世界のリーダーになれる」と発言していた<sup>(28)</sup>。この発言を受けて、2019年10月10日、ロシアは「2030年までの人工知能の発展に関する国家戦略<sup>(29)</sup>」を制定した。このAI発展戦略の中でも、「ロシアがAI技術において世界のリーダー的存在になり、AI技術において他国に依拠しない独立性と競争力を強化していくことが重要である」として、2030年までには、AIを活用して米中を中心とした覇権争いに割って入ろうとしている姿勢を隠してはいないということだ。

また2018年3月にはプーチン大統領は、「ロシアの新しい兵器は打ち負かされることはない。AIとロボティクスによりそれは可能となる。敵の攻撃に対処する単一の迎撃機の代わりに、爆発物、センサー、AIで武装したUAVの群れを考えて欲しい」ともAIイベントの席上で述べている<sup>(30)</sup>。AIを活用した無人航空機が将来の紛争を勝ち抜くゲームチェンジャー兵器と捉えている証左であろう。

---

(28) 科学技術振興機構「人工知能(AI)の技術開発に関する会合におけるプーチン大統領の演説」「研究開発戦略センターHP」2019年5月30日<<https://crds.jst.go.jp/dw/20190723/2019072320437/>>(2021年10月5日アクセス)。

(29) Администрация Президента Российской Федерации, “Национальная стратегия развития искусственного интеллекта на период до 2030 года”, Указ Президента РФ от 10 октября 2019 г. № 490 <<http://www.kremlin.ru/acts/bank/44731>>(2021年10月5日アクセス)。

(30) 佐藤仁「ロシア、プーチン大統領：AI技術発展に伴う『倫理面でのルール』作りの必要性強調」『Yahoo News』2019年12月8日<<https://news.yahoo.co.jp/byline/satohitoshi/20191208-00154111/>>(2021年10月5日アクセス)。

おわりに

2021年7月2日にロシアが「国家安全保障戦略」を改訂したことを機に、「ロシアの現在の安全保障戦略がいかなるものなのか」「その背景はどうなっているのか」「改訂の目的はいかなることなのだろうか」などの疑問を明らかにするために、新たに定められた「国家安全保障戦略」を読み解いてきた。また、同戦略の改訂を深く理解するために、2000年にプーチン大統領が登場して以降の戦略というものがどのように制定されてきたのかを先行研究を振り返ることにより検証してきた。

ロシアは、大きな安全保障上の事象が生じた際に、その時々には定めている戦略というものが現実にはすぐわなければ即座に検討し改訂している。2000年にプーチンが大統領に就任するとともに制定された「国家安全保障構想」は、米国における大規模テロや米国によるグローバルな弾道ミサイル防衛システムの構築などの情勢を受け、2009年に期限を区切る形で「2020年までの国家安全保障戦略」として改訂された。さらに、2014年に生じたウクライナ危機の情勢を受けて、2015年に今度は期限を限定せずに「国家安全保障戦略」として制定し直した。本年（2021年）の改訂では、大きな安全保障上の事象は認められなかったが、米国をはじめとする民主主義国陣営と中国・ロシアをはじめとする権威主義国陣営の対立が深まる中で、新たな戦いの領域としてクローズアップされる「情報安全保障（サイバー空間の安全保障）」に主眼を置き改訂したものであることが明らかとなった。

さらに、従来からもつ米欧に対する脅威認識のもと、「中国・インドとの関係の強化」「米欧のデカップリング」「INFをはじめとする核兵器を巡る国際情勢への懸念」及び「新技術が変える安全保障」などにも視点がおかれた改訂であることも明らかとなった。

ロシアのもつこれらの新たな安全保障観のもと、この戦略が今後どのように実運用されていくのか注目していく必要があるだろう。